

5. 創業者支援補助金のご案内



←申請書
様式等は
市HPへ

*創業のための費用を補助することにより、本市で創業する中小企業者を支援することで、新規事業の創出や地域経済の活性化を図る制度です。

*創業とは、以下のいずれかに該当する場合を言います。

- *事業を営んでいない個人が、個人事業の開業届出をし、事業を開始すること
- *事業を営んでいない個人が、法人を設立し、事業を開始すること
- *法人が、自らの事業の全部又は一部を継続しながら、これまで営んできた業種とは異なる業種において、市内に新たな法人を設立し、事業を開始すること
- *チャレンジショップ那須烏山に入居している個人又は法人が、チャレンジショップ那須烏山以外の場所で事業を開始すること。
- *事業を営む個人が、自らの事業の全部又は一部を継続しながら、これまで営んできた業種とは異なる業種において、新たに事業を開始すること。

◆補助対象者

*中小企業者として市内で創業する個人もしくは法人又は第二創業する個人で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 特定創業支援等事業による支援を受けていない者（那須烏山商工会で実施する創業に関するセミナーなどの支援カリキュラムを修了していないもの。詳細はQ&A 1を参照のこと）
- (2) 企業立地奨励金の交付対象となる事業を行おうとする者
- (3) 事業を開始した日から2年以上継続する見込みのない者
- (4) 給与所得を得ながら、副業として事業を行おうとする者
- (5) 自らの住居等を事業の拠点とする者であって、当該住居等のうち居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を明確に区分していない者
- (6) 事業を承継した者
- (7) 事業が市内の地域経済の活性化に資するものと認められない者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業を行おうとする者
- (9) 店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える小売店舗で営業を行おうとする者
- (10) フランチャイズ契約又はこれらに類する契約に基づく事業を行おうとする者
- (11) 暴力団、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- (12) 市税及び使用料その他の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がある者
- (13) 過去においてこの補助金の交付を受けたことがある者

◆補助内容

補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	50万円

◆補助対象経費

- * 交付申請後、市の交付決定を受けてから創業日までに行う事業に係る下記の経費が対象です。
- * 創業計画書に記載された経費で、創業するために必要不可欠と認められるものに限りです。
- * 消費税及び地方消費税並びに他の補助金の交付対象となっている経費は対象外です。

No.	対象経費	具体例	留意事項等
(1)	建物等の事業拠点の取得、改修等に要する費用（建物等の改修に要する費用にあつては、市内で事業を営む事業者が施工するものに限る。）	—	・施工は、市内事業者に限るが、設計は市外事業者でも対象になる。
(2)	事業の用に供する機械設備、備品、ソフトウェア等（汎用性が高く、使用目的が事業に特定できないものとして市長が別に定めるものを除く。）の購入に要する費用	—	・対象から除かれる「汎用性が高く、使用目的が事業に特定できないものとして市長が別に定めるもの」は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 機械設備…車両、パソコン、タブレット、事務用プリンター・複合機、パソコン周辺機器、カメラ、テレビ、ラジオ、電話機等 ▶ ソフトウェア…家庭及び一般事務用ソフト（文書作成ソフト、表計算ソフト等）
(3)	パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する費用	印刷製本費/デザイン費/自社HP構築費/ECサイト構築費/看板設置・改修費	
(4)	経営、経理、労務、法務等に関する専門家等への業務委託、相談に要する費用	市場調査・分析委託料/経営・技術のコンサルティング料/士業への相談費用	・国県等の補助金申請を専門家に委託する場合の費用は対象外。
(5)	法人設立登記に要する費用（特定創業支援等事業による支援を受けた者が受けられる登録免許税の軽減措置活用後の額に限る。）	—	

◆よくある質問

Q1 補助対象者となるためには特定創業支援等事業による支援を受ける必要があるとのことですが、特定創業支援等事業による支援とはどういったもので、どこで受けられますか。

A2 特定創業支援等事業とは、これから創業する方などを対象に、1ヶ月以上かつ4回以上で行う継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の事業経営に必要な知識を習得することを目的としたセミナーなどです。本市においては、次の支援機関で行う事業を特定創業支援等事業として位置付けています。何れの場合も、受講者が必要な知識を身に着けた場合、受講修了証等が交付されるため、市はその修了証等の写しの提出を受けることで支援を受けたことを確認します。

支援機関等	事業の名称
那須烏山商工会	マイビジネス支援塾 等
栃木県産業振興センター	創業サポートアカデミー
栃木県	スタートアップ企業支援事業

Q2 「自らの住居等を事業の拠点とする者であって、当該住居等のうち居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を明確に区分していない者」「事業を承継した者」「フランチャイズ契約又はこれらに類する契約に基づく事業を行おうとする者」は、なぜ補助対象とならないのですか。

A2 それぞれ次のような考え方によるものです。

- ・自らの住居等を拠点…事業拠点を自宅と明確に区分していない場合、補助対象経費の流用が懸念される。また、別に拠点を構える場合と比較し容易に創業できてしまうため、事業が継続しないリスクや市外転出のリスクが高いと想定されるため（※ただし、自らの住居等を拠点とする場合でも、主にキッチンカーや移動販売車等により事業を行う場合は、当該車両が事業の拠点であると考えられるため、車検証に記載された当該車両の保管場所が市内であれば、補助対象とします。）
- ・事業を承継…事業開始時に必要な資機材、ノウハウ等はある程度有している判断されるため。
- ・フランチャイズ契約…フランチャイズ契約に基づく事業の創業者に関しては、事業形態には個人事業主や別法人であっても、その母体であるところの企業や組合などの意向を受けた運営となることが一般的で、地域経済に与える影響としては、大きな組織の一部が進出した（支店、支所ができた）と同じ程度と判断されるため。

Q3 補助対象者とならない「事業が市内の地域経済の活性化に資すると認められない者」とは具体的にはどういった者が想定されますか。

A3 本制度の最終的な目的は、本市の地域経済の活性化です。しかし、次のような業態の場合、市内での顧客獲得があまり想定されず、また取引先もほとんどが市外であると類推されることから、市内の地域経済の活性化への影響は一般には小さいものと判断され、原則として補助対象から外すこととしています。

- ・ライター、プログラマー、デザイナー、イラストレーター等のいわゆるフリーランス
- ・実店舗を持たずにインターネットで小売業を営む者
- ・市内には事業に係る事務所のみを設置し、店舗、工場その他の事業の拠点を市外に設置する者

ただし、これらに該当する場合でも、例えば商工会に加入するなど、市内の経済に積極的に関わっていることを客観的に立証できる方であれば、「市内の地域経済の活性化に資すると認められる者」として補助対象とすることができます。

Q4 補助対象経費となる「創業するに当たって市長が必要不可欠と認めたもの」とはどのようなものですか。

A4 「その機材がないと商売ができない」「計画どおり創業するためには、その取組を必ず実施しなければならない」といったものが必要不可欠なものとして、補助対象になります。創業する事業に直接関係のない費用、例えば

福利厚生のための費用や販売業の方が店舗整備のために購入した工具の代金などは対象になりません。また、必要以上にハイスペックな機材、手持ちの機材で代用できることが想定できるもの、創業計画書に位置付けられていない経費、創業日以降に行う取組に関する経費なども対象とすることができません。

Q5 消耗品の購入費は補助対象になりますか。

A5 なりません。ただし、機械設備等を使用するために必要な消耗品で、当該機械設備等とセットで一体の商品として購入するものは区分することが難しいので、当該機械設備等の一部とみなし補助対象とします。

Q6 交付申請書に添付する創業計画書とは、どのようなものですか。

A6 本制度を利用するためには商工会や県産業振興センターなどが実施する特定創業支援等事業による支援を受ける必要があります。原則として交付申請時には、この支援の中で策定した創業のための事業計画書を創業計画書として提出してください。支援の中で創業計画書を策定しなかった場合、又は、策定した計画が実態と異なる場合などは、自ら創業計画書を策定することになりますが、この際は商工会等の支援を受けるなどして、計画の確度を高めるよう努めてください。

Q7 創業日（事業開始日）前の申請が必要とのことですが、こういった考え方によるものですか。また、創業日はどのように判断しますか。

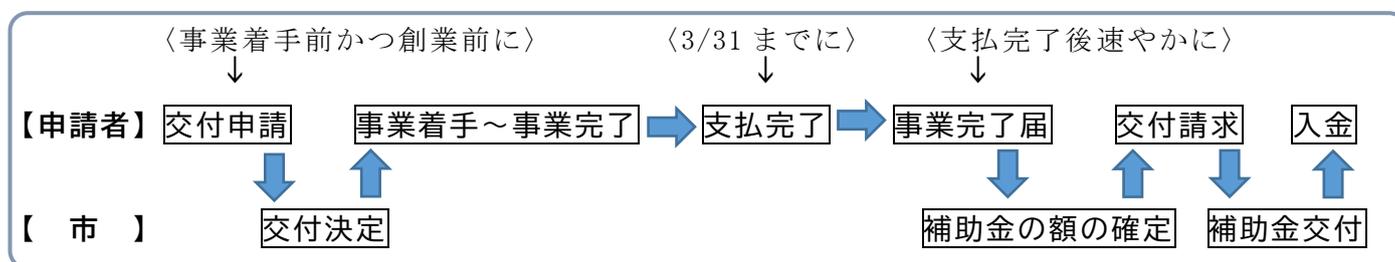
A7 本制度は、創業するに当たり必要不可欠な経費を補助する制度です。創業するために必要な取組は、通常は創業前（遅くとも創業日当日）までに行われると考えられることから、創業前の申請を求めているものです。なお、創業日は、原則として個人であれば開業届出の「開業日」、法人であれば法人登記簿の「会社成立の年月日」で判断します。ただし、実際に事業を開始した日がこれらと異なる場合は、その実際の事業を開始した日が分かる書面（店舗であればオープン日をチラシやホームページの画面印刷など、工場であれば操業開始日や受注開始日を商取引の書類やメールの写しなど）を提出していただくことで、その日を創業日として扱うことができます。

◆交付申請手続等

*補助金の対象とする事業に着手する前、かつ、原則として創業届出（又は法人設立登記）前の申請が必要です。また、予算に限りがあります。早めに市役所商工観光課へご相談ください。

*創業（又は第二創業）により開始した事業について、その開始した日以降2年間は、1年に1回、事業の実施状況を市に報告する必要があります。

*補助金交付申請から補助金交付までの概ねのスケジュールは次のとおりです。



申込・お問い合わせ先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ（那須烏山市役所烏山庁舎内）

TEL：0287-83-1115 Fax：0287-83-1142 e-mail：shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp